

国税審判官を経験した税理士による

「ひとこと多い」国税不服審判所の解説

講師 税理士法人チェスター 審査部部長
公認会計士・税理士 大橋 誠一

【自己紹介】

昭和 47 年 京都市生まれ

平成 7 年 滋賀大学経済学部卒業

第 45 回税理士試験合格（選択税法：法人税法・相続税法・消費税法）

平成 8 年 京都市内の国税かつ試験合格出身の税理士事務所の資産税部

平成 10 年 税理士登録（No.86392）

平成 16 年 公認会計士第二次試験合格（選択科目：経営学・民法）

有限責任監査法人トーマツ

平成 20 年 公認会計士登録（No.22220）

平成 25 年 デロイトトーマツ税理士法人事業承継支援グループ

平成 26 年 大阪国税不服審判所（神戸支所）国税審判官・公認会計士業務廃止

平成 27 年 大阪国税不服審判所（大阪本所）国税審判官

平成 29 年 税理士法人チェスター・公認会計士再登録（No.37086）

【現在の主な職務】

- ・弊社が受注する相続税申告のうち特に重要な項目の審査
- ・税務調査対応方針の指導
- ・弊社運営「相続実務アカデミー有料会員」限定の個別相談の回答・メルマガ発信
- ・弊社主催セミナーの講師
- ・弊社著作の書籍の執筆・監修

【国税審判官当時の職務】

- ・国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理を行うため、個別事件ごとに合議体の担当審判官又は参加審判官として、質問・検査・証拠書類の収集等を行う審査請求事件の進行管理を行うとともに、事実の認定及び税法等の解釈を行う
- ・調査・審理の結果に基づき、合議体を構成する他の国税審判官等と公正妥当な結論に達するよう議論を尽くし、その議論の結果を踏まえ議決書を作成する
- ・税理士会・公認会計士協会主催研修会に講師派遣され国税不服審査制度について講演する

審判所ってどんなところ？

～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～

国税不服審判所

ホームページアドレス <http://www.kfs.go.jp>

国税不服審判所とは

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）についての審査請求に対する裁決を行う機関（国税庁の特別の機関）です。

国税不服審判所の役割

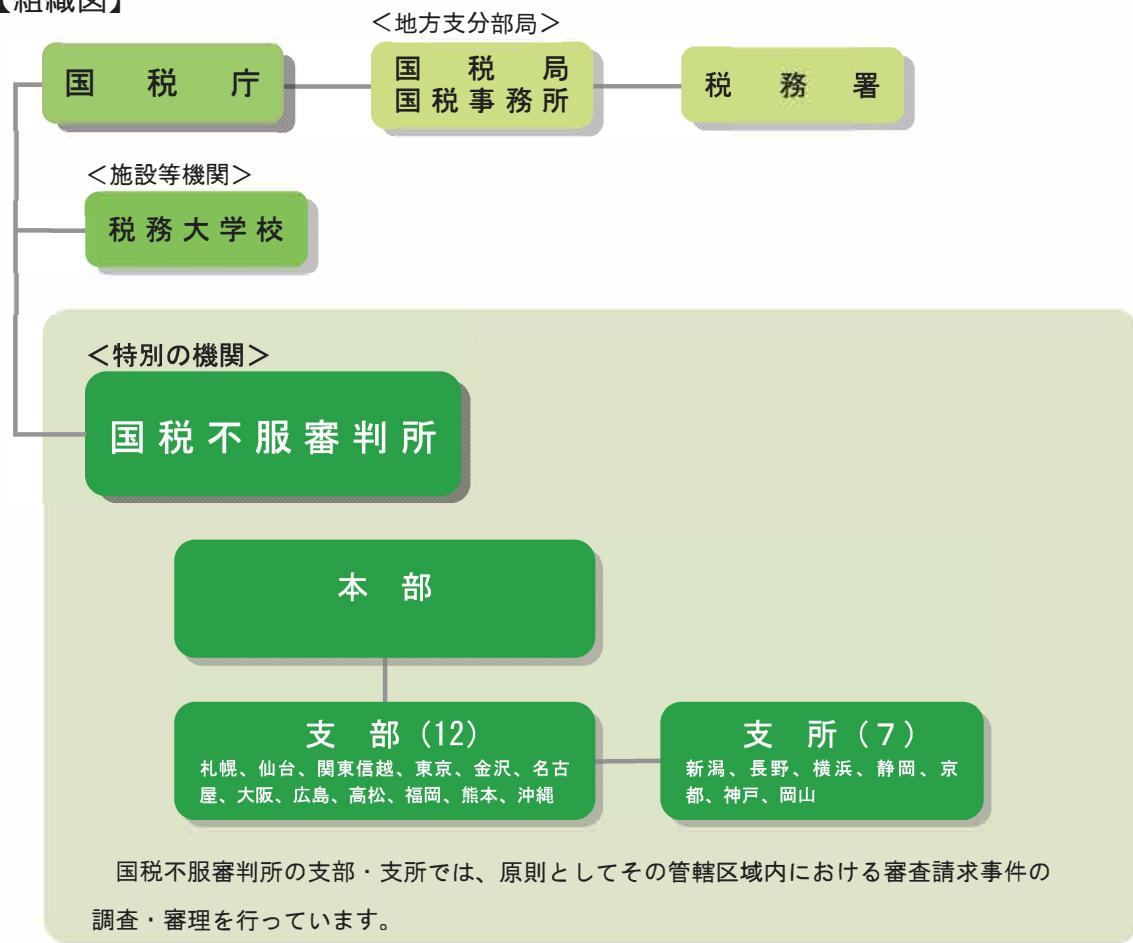
国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、税務署長や国税局長など（「税務署長等」といいます。）と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

国税不服審判所の組織

国税不服審判所には、東京（霞が関）にある本部のほか、全国の主要都市に 12 の支部と 7 の支所があります。

（裏表紙の「国税不服審判所の所在地・管轄区域」を参照してください。）

【組織図】



【国税に関する法律に基づく処分（国税通則法 75 条 1 項柱書）】

- ・「延滞税のお知らせ」は対象外（却下裁決になる）
- 処分の有無にかかわらず未納状態であれば自動的に計算される。

【税務署長による処分・国税局長による処分】

- ・原処分通知書に「国税局職員の調査によってされた」旨の記載がある場合は「国税局長による処分」に該当
- ・例えば、神奈川県内の税務署の署長による処分については東京審判所横浜支所が所管、神奈川県の納税者でも東京国税局の調査による処分であれば東京審判所本所が所管（原則）

【『税務行政部内』における公正な第三者『的』機関】

- ・司法ではなく税務行政の最終判断・自己反省機能を有する。
- ・裁判所で取り消される可能性が高い処分は審判所で取り消しておかなければならない（審判所が最もつらいのは、審判所が棄却（原処分維持）した処分が地裁で取り消され、原処分が控訴せず確定することである）。
- ・合議体は裁判官ほどの独立性はなく、「行政判断の全国統一性」が優先される。

【税務行政の適正な運営の確保】

- ・裁決は一義的には審理関係人（審査請求人・原処分庁）のために発信する。
- ・しかし、その裁決が情報公開されることによって、将来の納税者・課税当局・学者・実務家が参考にするため、その裁決が今後の税理士実務・税務行政に与える影響まで踏まえて方向性を決めることが多い。

【本部の役割】

- ・支部からの照会対応（各税目別の審判官による先例裁決の方向性について検討）
- ・大規模・特殊・トピックスな事案について、裁決前に結論・理由について報告を求める。
- ・裁決の事後的なレビュー（裁決検討事績表の作成）
- ・支部の人事（民間出身審判官人事も本部直轄で決まる）
- ・審判所が直接の被告となる訴訟の指揮

【支部・支所の規模・体制】

- ・支部は東京の 120 名超から沖縄の 7 名まで大小さまざま
- ・支所は横浜の 11 名から新潟・長野・静岡・岡山の 4 名までさまざま
- ・支部には法規審査担当がいて、東京支部・大阪支部は独立で部がある。
- ・東京・大阪・名古屋・関東信越・広島の各支部には裁判官・検察官出身者が法規審査担当審判官として在籍（法務省から出向）

国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色があります。

争点主義的運営

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聞き、争点に主眼を置いた調査・審理を行っています。

公正な審理

- ◆ 国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれ独立した立場にある3名以上の国税審判官等（担当審判官及び参加審判官）で構成する合議体の議決に基づいて行われます。
- ◆ 国税不服審判所長や東京支部、大阪支部の長である首席国税審判官などの主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用しています。
また、国税審判官には、弁護士や税理士などの職にあった民間の専門家も任用しており、合議体を構成する国税審判官の半数程度がこうした民間の専門家出身となっております。

裁決は行政部内の最終判断

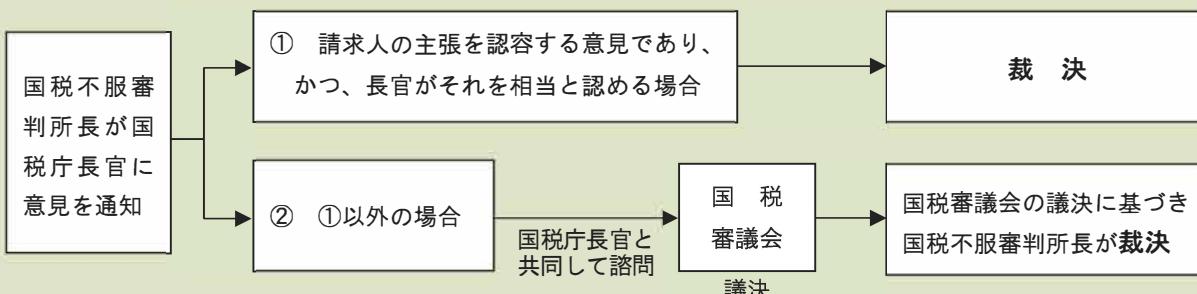
裁決は、行政部内における最終判断となります。したがって、税務署長等は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することはできません。

また、裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利益となることはありません。

国税庁長官通達に拘束されません

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決することができます。

なお、国税庁長官通達に示された法令解釈と異なる解釈により裁決をする場合や、他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決を行う場合は、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされ、その後の手続は以下の図のとおりです。



【争点主義⇨総額主義】

- ・総額主義：税額算定に関する全ての法令解釈・事実認定が審理の対象（理由差替え可）
- ・争点主義：原処分理由に関する法令解釈・事実認定のみ審理の対象（理由差替え不可）
- ・「政府は、国税不服審判所の運営に当たっては、その使命が納税者の権利救済にあることに則り、総額主義に偏することなく、争点主義の精神をいかし、その趣旨徹底に遺憾なきを期すべきである。（昭和 45 年 3 月 24 日参議院大蔵委員会附帯決議）」

【議決に基づく裁決（国税通則法 98 条 3 項）】

- ・合議体（担当審判官・参加審判官）は所長（裁決権者）から独立
- ・審判官は互いに独立
- ・行政判断の全国統一性確保のための一定の調整（返戻）あり

【国税審判官の資格（国税通則法施行令 31 条）】

- ・1号：弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの
- ・2号：税務職俸給表 6 級以上の国家公務員であって、国税に関する事務に従事した経歴を有する者

【特定任期付職員のスキル・待遇】

- ・弁護士（税務訴訟を扱う事務所に限らない）・公認会計士（監査法人・監査法人系税理士法人）・税理士（監査法人系税理士法人に限らない）
- ・任期は原則 3 年（1 年延長の可能性あり）
- ・年収：830 万円～1,000 万円（小規模税務署の署長級）

【合議体の構成】

- ・国税プロパー審判官 + 任期付審判官 + 国税プロパー副審判官の 3 名が標準
- ・国税プロパーが原処分維持 VS 任期付が原処分取消しの立場で討論していない。
- ・「3人がまるで一つの脳を共有しているようになって検討し考える」「合議は飛び乗り飛び降り勝手次第で当初の意見にこだわらず柔軟に意見を修正することも大切（川口富男元高松高裁長官）」

【『通達に拘束されない』の実質的な意味】

- ・審判所は通達を無きものとして判断しておらず、通達の法令適合性を審査する権限があり、しかるべき手続により通達の変更を国税庁長官に提起する権限を有する。
- ・審判所が通達の変更を提起したケースは審判所創設以来 10 件に満たず、裁決書では通達の法令適合性について検討する文言が入っている。

国税に関する不服申立て制度

国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）に不服がある納税者が、処分の取消しなどを求めることができる不服申立ては、国税不服審判所長に対する「審査請求」と税務署長等に対する「再調査の請求」との選択制となっています。

審査請求とは

税務署長や国税局長などが行った処分（「原処分」といい、原処分を行った税務署長や国税局長などを「原処分庁」といいます。）に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。審査請求は、再調査の請求※を経ずに直接行うことができますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定（再調査決定）後の処分になお不服がある場合に行うことができます。

（手続については、次ページ「審査請求の手続」を参照してください。）

※ 再調査の請求とは

原処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて原処分庁に対して不服を申し立てる制度です。

原処分庁は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果を再調査決定書謄本により再調査の請求人に通知します。

（注）1 審査請求のみをすることができる場合

国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員が行った処分に不服がある場合

（例えば、登録免許税について登記官が行った処分、自動車重量税について国土交通大臣等が行った処分があります。）

2 国税庁長官が行った処分に不服がある場合

国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対する審査請求をすることができます（国税不服審判所長に対する審査請求をすることはできません。）。

審査請求書が提出されると、国税不服審判所長は、原処分が適正であったかどうかを判断するため調査・審理を行い、その結果（裁決）を裁決書謄本により審査請求人と原処分庁の双方に通知します。

（審理の流れは、6ページ「一般的な審理の流れ」を参照してください。）



訴訟の提起

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服がある場合は、**裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内**に裁判所に訴訟を提起することができます。

なお、**審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がない場合は、裁決を経ないで裁判所に訴訟を提起することができます。**

不服申立期間

審査請求をするには、原則として次の期間内に書面（審査請求書）を提出しなければなりません。

直接、審査請求をする場合 ・・・ 原処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内

再調査決定を経た場合 ・・・ 再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から1か月以内

なお、再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても再調査決定がない場合は、再調査決定を経ないで審査請求をすることができます。

提出先等

審査請求は、正副各1通の審査請求書を原処分庁の管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所の支部（又は支所）に提出します。（裏表紙の「国税不服審判所の所在地・管轄区域」を参照してください。）

審査請求書は、次のいずれかの方法により提出することができます。

- ・ 国税不服審判所の支部（又は支所）の窓口に提出
- ・ 郵便又は信書便による提出
- ・ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出
- ・ 原処分庁等を経由しての提出

（再調査決定をした行政機関へ提出することもできます。）

審査請求書の用紙は、国税不服審判所の支部（又は支所）や税務署備付けのもののほか、国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）からダウンロードすることができます。

（注）1 審査請求に当たっては、手数料を納める必要はありません。（証拠書類等の写しの交付の請求については、手数料を納める必要があります。）

2 e-Tax では、審査請求書のほかに、審査請求に関する申請書及び届出書も提出することができます。



詳しくは、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

3 審査請求書の提出日は、提出方法によって次のとおりとなります。

- ① 郵便又は信書便による提出 ・・・ 通信日付印の日※
 - ② e-Tax による提出 ・・・ 受付システムのファイルへ記録された日
 - ③ 原処分庁等を経由しての提出 ・・・ 税務署等の窓口に提出した日又は通信日付印の日
- ※ 国税徴収法第171条第3項の適用があるものを除きます。

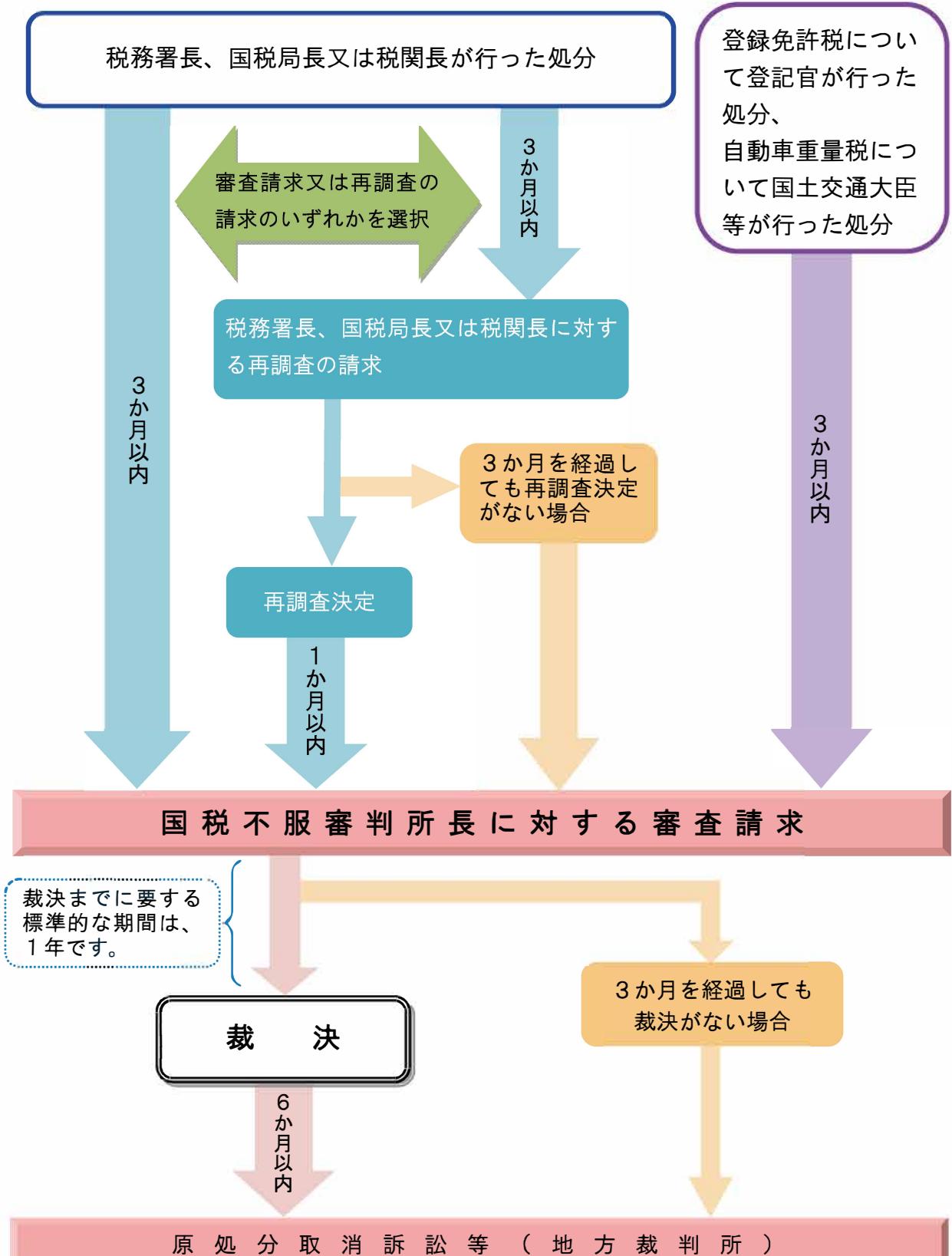
◎ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

国税不服審判所へご提出いただく審査請求書等については、個人番号・法人番号の記載が必要であるとともに、個人番号を記載した審査請求書等の提出に当たっては、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）のトップページにある「社会保障・税番号制度」をクリック（国税庁ホームページにリンク）して、ご覧ください。

国税に関する不服申立制度の概要図



- (注) 1 国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対する審査請求を経て、訴訟を提起することができます（国税不服審判所長に対する審査請求をすることはできません。）。
- 2 国税徴収法第171条第1項又は第2項の適用があるときの不服申立期間については、上記の期間と異なる場合があります。

【『審査請求』と『再調査の請求（異議申立て）』の選択】

- ・国税不服審査制度改革前は、大方が税務署長に対する異議申立てを経由して審査請求
- ・改正後は、再調査の請求を経由せず、大方が国税不服審判所長に対して直接審査請求
- ・直接審査請求は、相対的に主張整理がされておらず、審判所の負担が重い。
- ・直接審査請求することは、納税者が戦う場所を1回放棄することもある。

【代理人の属性】

- ・代理人を選任しない本人請求が一定程度の割合を占める。
- ・代理人は弁護士・税理士でなくてもよい（特に制限なし）
- ・代理人を選任している事案は必ずしも税理士関与ではなく、弁護士・親族・各種団体役員というケースもある。
- ・当初申告から関与している税理士が代理人になっているケース
- ・税理士が代理人になっているケースの特徴

【審査請求における原処分庁の担当者】

- ・一義的には、所轄税務署の1部門統括官若しくは不服申立担当上席調査官
- ・実際には、国税局課税部（東京局では課税第一部）審理課の主査及び実査官が、主張書面の作成指導に当たっていて、所轄税務署がその方針に従うことが多い。
- ・審判所の審査官経験者が審理課に異動（又はその逆の）するケースもある。

【税務訴訟における原処分庁の担当者】

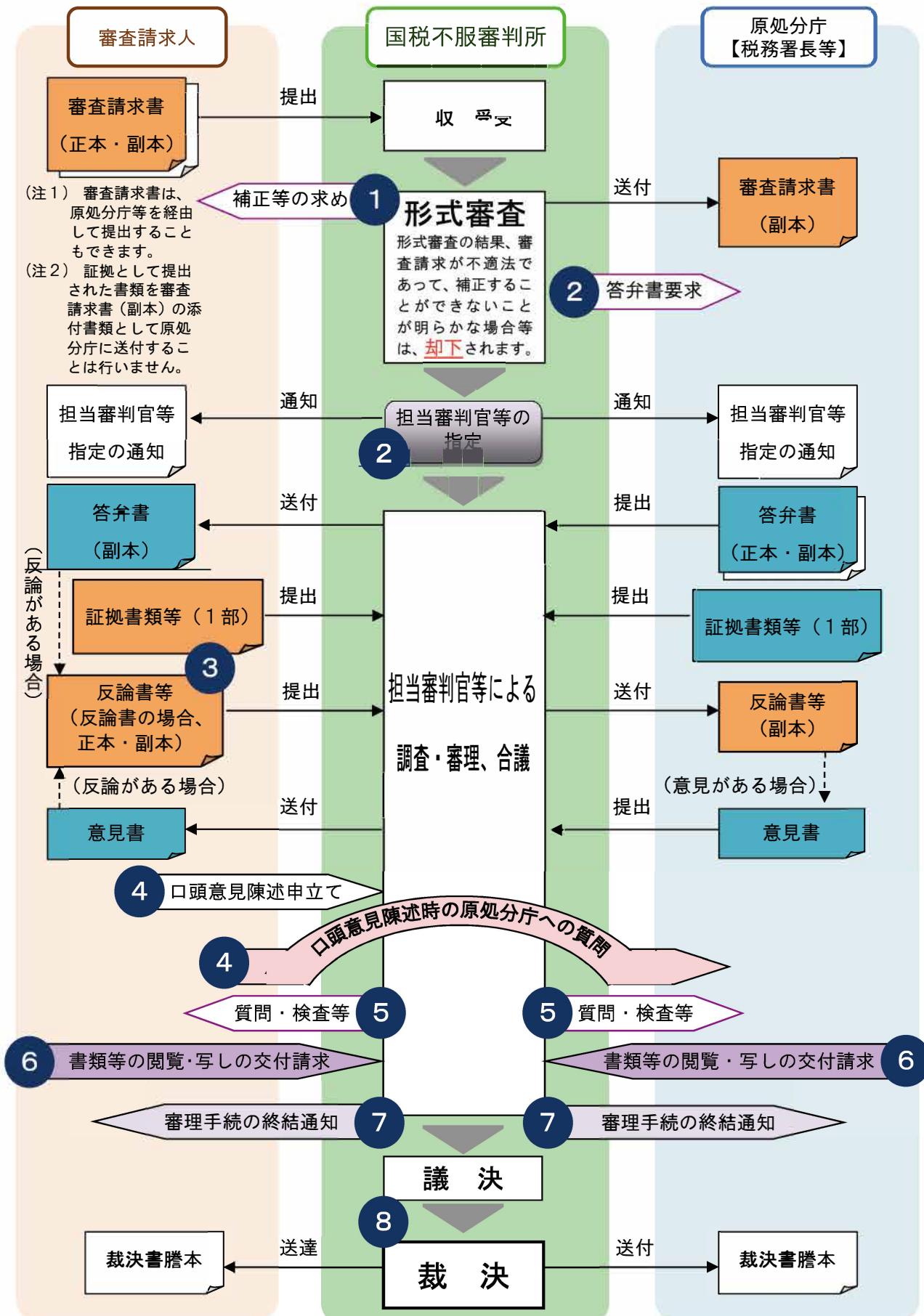
- ・国税局課税部（東京局では課税第一部）国税訟務官室の国税訟務官・実査官及び事案ごとの法務省の訟務検事（法廷では訟務検事が主導）

【審判所が直接被告となる訴訟（裁決固有の瑕疵）】

- ・原処分庁ではなく、審判所長を被告とする訴訟がある。

一般的な審理の流れ

一般的な審理の流れは次のとおりとなっています。



① 形式審査と記載内容の補正等

国税不服審判所では、審査請求が法律の規定に従っているかどうかの形式的な審査（形式審査）を行い、審査請求人に対して、不明な点の説明を求めたり、記載漏れ等の不備の補正を求めることがあります。

審査請求人が不備の補正に応じない場合や、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかな場合は、国税不服審判所長は、審理の対象として取り上げない旨の「却下」の裁決を行います。

② 答弁書要求と担当審判官等の指定

適法な審査請求であると認められた場合や、不適法な審査請求であることが明らかでない場合は、国税不服審判所長は、原処分庁に対して審査請求の趣旨及び理由に対する原処分庁の主張を記載した「答弁書」の提出を求めるとともに、処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出を依頼します。

また、国税不服審判所長は、その審査請求に係る調査・審理を行わせるため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定し、担当審判官等の所属及び氏名を書面で通知します。

③ 反論書、証拠書類等の提出等

審査請求人は、送付された原処分庁の答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書や自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。

国税不服審判所では、審査請求人と原処分庁の主張を整理し、争点（審査請求人と原処分庁の主張の相違点）を確認するに当たって、双方に協力をお願いしています。

審査請求人の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物は、担当審判官等による審理を適正かつ迅速に進める上で最も重要なものであり、積極的に提出されることが審査請求事件の早期解決につながります。

④ 口頭意見陳述

審査請求人は、自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨（口頭意見陳述）の申立てをすることができます。

また、口頭意見陳述の場には原処分庁の担当者が原則として出席しますので、審査請求人は、その場で、担当審判官の許可を得て、原処分庁の担当者に質問をすることができます。

⑤ 担当審判官等による質問・検査

審理を行うため必要があるときは、担当審判官は、審査請求人若しくは原処分庁の申立てにより、又は職権で、審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問し、帳簿書類等の提出を求める、これを留置し、検査し、又は鑑定人に鑑定させることができます。

⑥ 閲覧・写しの交付請求

審査請求人及び原処分庁は、双方がそれぞれ審判所に任意で提出した証拠書類等や、担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等について、閲覧及び写しの交付を求めるることができます。

担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧・写しの交付の求めを拒否できないこととされています。

⑦ 審理手続の終結

担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときには、審理手続を終結します。また、担当審判官が定めた期間内に、答弁書、反論書、証拠書類等が提出されなかつた場合などには、担当審判官は審理手続を終結することができます。

担当審判官が審理手続を終結すると、反論書及び証拠書類等の提出、口頭意見陳述の申立て、閲覧・写しの交付請求などの行為をすることができないこととなります。

担当審判官は、審理手続を終結した時は、速やかに、審査請求人等及び原処分庁に対し、審理手続を終結した旨の通知をします。

⑧ 議決と裁決

審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官は、合議により審査請求に対する結論（「議決」といいます。）を出します。

国税不服審判所長は、その議決に基づいて、裁決を行います。

裁決の内容は、「裁決書謄本」により審査請求人等及び原処分庁に通知されます。

（裁決の内容と種類）

・審査請求に理由があるとき・・・・・・

　　全部若しくは一部取消し、又は変更

・審査請求に理由がないとき・・・・・・棄却

・審査請求が不適法なとき・・・・・・却下

【審査請求書における印象】

- ・納税者は原処分調査・再調査の請求を経ており、審査請求は一連の税務争訟の一里塚であっても、審判官にとっては審査請求書がその事案で初めて見る書面であり、その第一印象及び心証が結論までに大きな影響を与える。
- ・「読める字で書いていない」「原処分の対象がわからない」「課税要件に沿った主張ではない」「論理が破綻・矛盾している」「苦情の域を出ない（審判所は苦情処理機関ではない）」審査請求書が本当に多い。

【各審判官に対する事案の配付ルール】

- ・原則は「順点配付」であるが、国際担当・資産評価担当といった専門部署もある。
- ・税理士は税目横断的に税法を把握しており、規定の概要・事案の把握には有利
- ・国税プロパー職員は、所得・法人・資産・徴収といった系統の「背番号」があり、系統外の事案でも担当することになる。
- ・徴収・国際以外（所得税・法人税・相続税・消費税・加算税）は幅広く配付を受けていた。

【審査請求書→答弁書→反論書→意見書→反論書→意見書・・・のキャッチボール】

- ・双方からの主張書面のやり取りに加え、審判官が釈明権を行使して、主張整理に必要な質問を一方・双方に行うことにより、「課税要件に沿った争点」と「争点に対する双方の主張」を明確にする。

【口頭意見陳述（発問権付）】

- ・国税不服審査制度改正前は、請求人が合議体に対して主張を述べるだけであったが、改正後は、原処分庁担当者の同席を求め、更に直接質問を発することができるようになった。
- ・質問内容は、事前に請求人に求め、それを原処分庁に送付するが、苦情・課税要件と関係のない質問・繰り返しの質問は不許可にできる（ただし担当審判官による当日の主導権の確保が難しく、税理士よりも弁護士の方が慣れている）。

【請求人面談による主張の確認と質問検査】

- ・主張の確認（求釈明）が優先→釈明陳述録取書を作成し署名押印を求めて原処分庁に送付（主張は双方内容共有することにより、反論の機会を与える。）
- ・国税通則法 97 条 1 項 1 号による質問検査→質問調書を作成（閲覧対象外）

【担当審判官による原処分庁調査】

- ・全事案、原処分庁がどのような資料を収集し、どのような判断過程を経たかについて、原処分庁（税務署）に職権調査する（税理士にとって貴重かつ新鮮な経験）。
- ・冒頭、担当審判官が署長室で挨拶することが通例

【担当審判官による職権調査】

- ・取引の相手方・金融機関・官公庁等に対して審判所として職権調査
- ・請求人に不利な調査はしない。
- ・争点に関係のない調査はしない。
- ・審判所に知名度がない。

【証拠書類の閲覧請求】

- ・国税不服審査制度改正前は、「請求人のみ」「原処分庁任意提出証拠のみ」「閲覧のみ」
- ・改正後は、「原処分庁も」「担当審判官職権収集証拠も」「謄写も」
- ・改正により、原処分庁が、請求人からの閲覧謄写請求を意識して、審判所が調査資料の収集することに敏感になった。
- ・例えば請求人から「担当審判官が原処分庁から収集した証拠」の閲覧請求があった場合には、原処分庁にマスキングについて意見を求め、最終的には担当審判官が開示範囲を決定
- ・審判所も将来の閲覧謄写請求の負担を踏まえ、悉皆的な証拠収集はしないようになってきている。

【議決】

- ・合議：当初合議・中間合議・終結前合議・最終合議
- ・担当審判官・参加審判官の過半数で決するが、実際には議論の過程で1方向に集約される。
- ・議決書（裁決書案）に署名押印
- ・（大阪審判所の場合）審査官が起案した「議決報告書兼裁決決議書」に担当審判官・参加審判官・審判部部長審判官の決裁を得て法規審査に回付

【法規審査の存在】

- ・法規審査は裁決権者である本部審判所長（委任により各支部の首席審判官）を補佐する機関であり、主文（取消し・棄却・却下等）に変更がない限り、裁決書案の理由を修正する権限がある。
- ・事案によっては議決書の内容から大きく変容する可能性がある。
- ・議決の前から早期に法規審査担当が関与して事案の処理の方向性につき指導を受ける。

【裁決】

- ・（大阪審判所の場合）法規審査担当者→法規審査担当審判官（判事補・国税プロパー）→審理部部長審判官→次席審判官→首席審判官の決裁により裁決
- ・首席審判官（各支部所長）の段階で、裁決の理由につき大きく変更になることがある。
- ・裁決後、合議体・法規審査・管理課で裁決書の最終チェックを行い裁決書謄本発送
- ・数字・固有名詞等に誤りがあると訂正裁決になる。

国税不服審判所の各種取組

国税不服審判所では、審理状況の透明性を確保し、迅速な事件処理を行うため、以下の施策に取り組んでいます。

担当者の連絡・紹介

審査請求事件の担当者(担当審判官、参加審判官、分担者)が決定した際には、「担当審判官等の指定について」により、担当・所属・氏名・役割・連絡先を通知しています。また、初回の面談の際には、担当審判官から全ての担当者を紹介しています。

「争点の確認表」の交付

審理を適正かつ迅速に進めていくためには、審査請求人及び処分を行った税務署長や国税局長など(原処分庁)の当事者双方の主張を的確に把握した上で争点を整理し、また、当事者双方が争点を共通して認識する必要があります。

そのために、担当審判官は、審査請求人及び原処分庁から提出された主張に関する書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点及び③争点に対する当事者双方の主張などを簡潔に要約した「争点の確認表」を作成し、交付しています。

原則1年以内の事件処理

国税不服審判所では、審査請求書収受後、原則として1年以内に処理できるよう取り組んでいます。1年以内に処理できた割合の過去5年の状況は、次のとおりです。

(単位: %)

年 度	24	25	26	27	28
1 年 以 内 処理件数割合	96.2	96.2	92.2	92.4	98.3

【標準審理期間の設定】

国税不服審判所では、審査請求書が国税不服審判所に到達してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を1年と定めています。

国税不服審判所ホームページの紹介

国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)では、次の情報などを提供しています。

提出書類一覧

審査請求書など主な提出書類の用紙をダウンロードできます。

Q & Aコーナー

審査請求に関してよくある質問をQ & A形式で掲載しています。

公表裁決事例

平成4年以降に公表した裁決事例の全文を紹介しています。

裁決要旨の検索

キーワードや争点で裁決要旨を検索・閲覧できるシステムを提供しています。

(平成29年6月22日現在)

【争点の確認表】

- ・「争われている原処分」「争いのない事実関係」「争点（相撲でいえば土俵）」と「双方の主張のエッセンス（双方の相撲の取り口）」について記載し、双方の確認の機会を設ける。
- ・争点の確認表の送付の段階で、審判所内部では、想定される議決書案（主文（いずれを勝たせるか）及び議決書案骨子）は決まっていることが多い。

【標準審理期間】

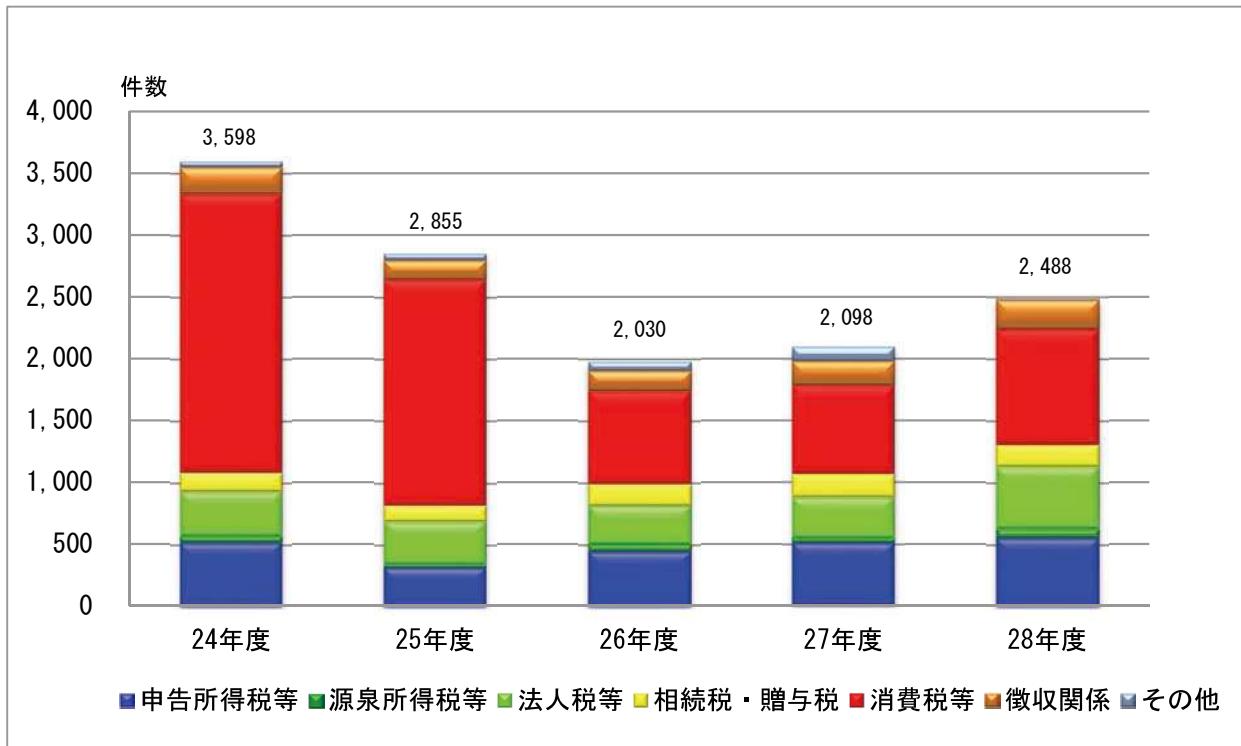
- ・1年（1年以内処理割合95%以上の業績目標）
- ・なぜ1年もかかるのか。
- ・1年を超過してしまうケース（26事務年度・27事務年度）とは

【ホームページの裁決事例の公表】

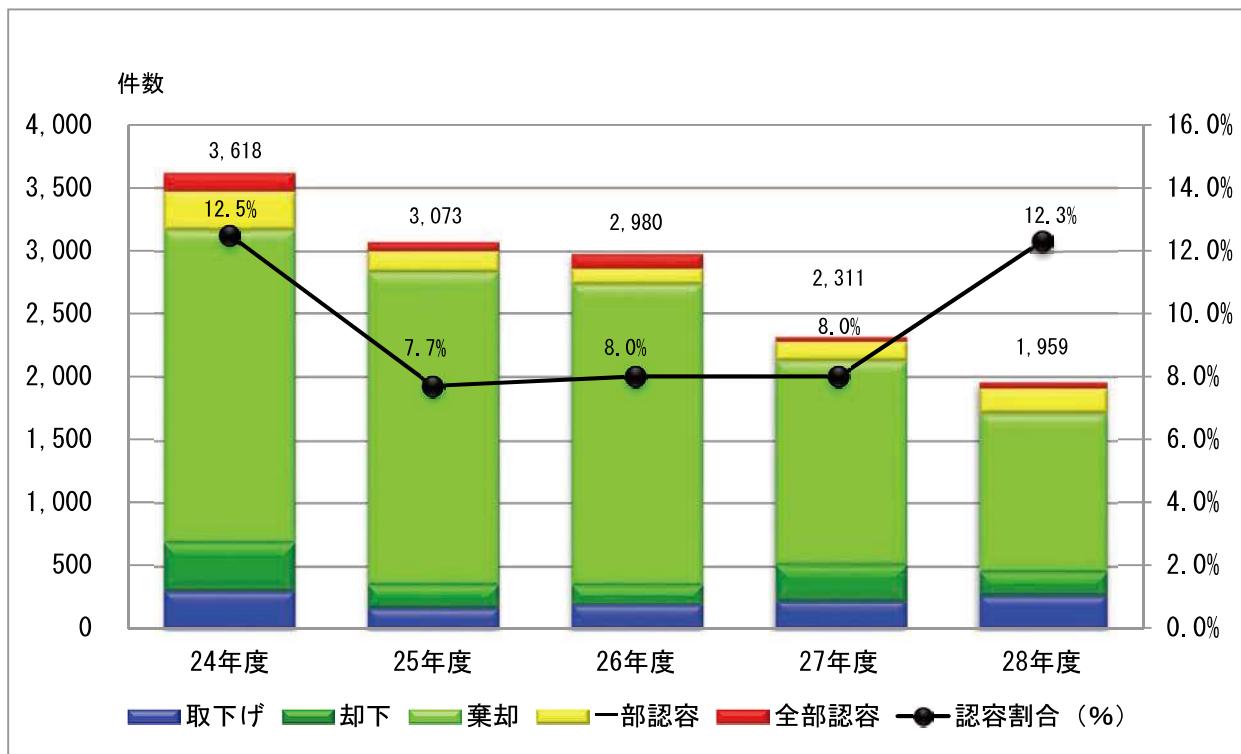
- ・裁決要旨検索システムには、平成8年7月1日以降の「原則」全ての裁決要旨が閲覧できる
- ・なぜ「原則」なのか（「公表否」「公表留保」もある・・・なぜ全件公表しないのか。）
- ・公表裁決事例の選定基準
- ・裁決後の情報公開請求・・・少なくとも取消裁決は必ず情報公開請求がある。

審 査 請 求 の 概 要

○ 審査請求の状況



○ 審査請求の処理状況



- 請求及び処理の状況には、国税通則法に基づくものその他に行政不服審査法に基づく審査請求が含まれています。
- 一部認容とは、処分の一部取消し、全部認容とは、処分の全部取消しが行われたものの件数です。
- 詳細な情報は国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）をご覧ください。

（出典：国税不服審判所ホームページ）

【審査請求件数のカウント方法】

- ・平成 28 事務年度は 1,959 本の裁決書が決裁された・・・わけではない。
- ・件数カウントにはカラクリがある。
- ・「その他」は何税か。
- ・年間の裁決書の本数
- ・原処分庁による処分件数は減っているのか。

【審査請求件数の税目別の特徴】

- ・上場企業の税務調査が報道されるが、法人税の割合は 20% 前後
- ・消費税の割合が多い理由

【認容割合（全部取消し割合+一部取消し割合）は高いか低いか】

- ・10% 前後・・・ほとんど救済されないのか。
- ・本当に勝負になる審査請求は全体のどの程度か。
- ・「取下げ」や「却下」にも納税者が実質的に勝っている事案がある。

【認容割合の傾向】

- ・地域によって違いがあるか。

【国税審判官に任官されて得たこと】

・税務調査において指摘された場合に、納税者の主張が最終的に（審判所・裁判所で）認容されるか否かの見通しができるようになった。

→納税者の言うことをスピーカーで大きく（もっともらしく）述べるだけが税理士の責任ある対応か。

・税法・税務争訟に精通した弁護士との関係

→税法に精通した弁護士（税理士が頼りにできる弁護士・税理士が言いたいことをすぐ理解できる弁護士）は思いのほか少ない。

→「国税に関する官職だから税理士が弁護士より即戦力」という考えは大きな間違い

・審判所・国税局の「審理」に精通したOB税理士との関係

→OB税理士が「現職時の顔」だけで仕事が来る時代は終わったが、「審理能力」と「現職時の顔」を併せ持つOB税理士の需要はまだまだ大きい

・裁判官の思考に触れた（司法試験を経験せず判断権者の立場を経験できた）こと

→「どこまで証拠を集めれば事実を認定できるのか」

「その法令解釈は現在検討している事案と射程が一致しているのか」

「『物読み』の重要性」

「裁判官である審判所長に対して事案の説明及び質疑応答をした時の冷や汗・脂汗」

・請求人、原処分庁のみならず、将来の納税者、課税当局に対して、文章で論理的に説明『しきる』意識・能力

【国税審判官を経験して実感したこと】

・いかに税法の条文に還らず（条文を読まず）業務をしてきたか（特に国税通則法）

・いろいろな納税者・税理士がいて、国税職員はそれに対応しなければならないこと

【最後に】

・審判所（裁判所）はあくまで事後救済機関であり、その前提として、納税者が不利益処分を受けることになるが、納税者を審判所・裁判所に連れて来ないようにする（納税者を無用の税務トラブルに巻き込ませない）ことが、クライアントの税理士に対する期待ではないか。

国税不服審判所の所在地・管轄区域

本部	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	03(3581)4101
----	-------------------------	--------------

支部・支所	郵便番号・所在地	電話番号	管轄（分掌）
札幌	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011(231)9611	北海道
仙台	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎	022(221)7561	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越	〒330-9718 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048(600)3221	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
新潟	〒951-8104 新潟市中央区西大畠町 5191	025(228)0991	(新潟県)
長野	〒380-0845 長野市西後町 608-2	026(232)6489	(長野県)
東京	〒102-0074 千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03(3239)7181	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎	045(641)7901	(神奈川県)
金沢	〒921-8013 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076(292)7880	富山県 石川県 福井県
名古屋	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 3-2-4 名古屋第二国税総合庁舎	052(972)9411	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-88	054(253)6376	(静岡県)
大阪	〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-5-63 大阪合同庁舎第三号館	06(6943)0370	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
京都	〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町 18	075(761)4285	(滋賀県 京都府)
神戸	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通 2-1-4	078(577)3600	(兵庫県)
広島	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館	082(228)2891	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
岡山	〒700-0814 岡山市北区天神町 3-23	086(222)8094	(鳥取県 岡山県)
高松	〒760-0018 高松市天神前 2-10 高松国税総合庁舎	087(861)5635	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092(411)5401	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本	〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟	096(326)0911	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄	〒900-0029 那覇市旭町 9 沖縄国税総合庁舎	098(867)2931	沖縄県

※支部及び支所の所在地等の最新情報は国税不服審判所ホームページでご確認ください。

審査請求について調べたいときは、**国税不服審判所ホームページ**へ

国税不服審判所	を	検索
---------	---	----

ホームページアドレス <http://www.kfs.go.jp>

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(平成 29 年 8 月)